

障害者雇用率引上げ～今こそ意識を変えるとき～

使用者委員 宮之原美香

2024年4月、法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられました。さらに2026年7月には2.7%になる予定です。これは単なる数字の変化ではなく、「障害のある人と一緒に働く職場をつくろう」という社会全体のメッセージだと受け止めるべきではないでしょうか。

最近、新たに職場で働き始める障害者のなかで最も多いのが、精神障害のある方です。うつ病や統合失調症、発達障害など、状態は人によってさまざまです。「精神障害のある人を雇うのは難しい」と感じる会社もありますが、その多くは「どう接すればいいかわからない」という不安からきています。仕事の内容を工夫したり、適度に声をかけたり、休憩を取りやすくしたりするだけで、安心して働ける環境はつくれます。正しいサポートがあれば、精神障害のある方も職場で十分に活躍できるのです。

フランスでは、障害者を雇うことは「会社として当然やるべきこと」という考え方が広まっています。いろいろな人が一緒に働くことで、会社がもっと良くなる考える企業が多いのです。一方、日本では「法律で決まっているから雇う」という意識がまだ残っています。障害者雇用を会社の強みにするためには、この意識を変えることが大切です。

参考にしたい事例が、フランス生まれの社会的企業「カフェ・ジョワイユ (Café Joyeux)」(注1)です。知的障害や自閉症のある方がカフェのスタッフとして元気に働く姿は、世界中の人に感動を与えています。カフェ・ジョワイユが教えてくれるのは、「その人にできることを活かす」という考え方です。障害があってもなくても、誰にでも得意なことはあります。その強みを引き出せる職場こそが、本当に良い職場だと思います。

法定雇用率の引き上げは、職場を変えるチャンスです。「決まりだから雇う」という受け身の考え方から、「一緒に働くことで職場が豊かになる」という前向きな考え方へ。そんな職場づくりが、鹿児島にも広がっていくことを願っています。

(注1) フランスでカフェを展開する企業。ダウン症や自閉症など障害を持つ人々を積極的に正社員として雇用している。